

第2節 項目別審査要領

第1 建築物構造

1 主要構造部に求められる技術的基準等

主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切り壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下層の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに関する建築物の部分を除くものとする。

(1) 耐火構造（建基法第2条第7号）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して、表1-1に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号（適合仕様））を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

表1-1

建築物の部分		性能	構造耐力上支障のある変形等の損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）			加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）	屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないことの加熱時間（遮炎性）
			最上階・最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階		
壁	間仕切り壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間	1時間	—
		非耐力壁	—				
	外壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間	1時間	
		非耐力壁（延焼部分）	—				
		非耐力壁（延焼外部分）	—			30分間	30分間
柱			1時間	2時間	3時間	—	—
床			1時間	2時間	2時間	1時間	—
はり			1時間	2時間	3時間	—	—
屋根			30分間			—	30分間
階段			30分間			—	—

(2) 準耐火構造（建基法第2条第7号の2）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。建基法第2条第9号の3ロにおいて同じ。）に関して、表1-2に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法「準耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1358号（適合仕様））を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

表 1 - 2

建築物の部分			性能		加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間 (遮熱性)		屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないことの加熱時間 (遮炎性)	
			構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間 (非損傷性)		イ準耐 1	イ準耐 2	イ準耐 1	イ準耐 2
壁	間仕切壁	耐力壁	1 時間	45 分間	1 時間	45 分間	—	—
		非耐力壁	—	—				
	外壁	耐力壁	1 時間	45 分間	1 時間	45 分間	1 時間	45 分間
		非耐力壁 (延焼部分)	—	—				
		非耐力壁 (延焼外部分)	—	—	30 分間	30 分間	30 分間	30 分間
柱			1 時間	45 分間	—	—	—	—
床			1 時間	45 分間	1 時間	45 分間	—	—
はり			1 時間	45 分間	—	—	—	—
屋根	屋根		30 分間	30 分間	—	—	30 分間	30 分間
	軒裏 (外壁で小屋裏等が遮られている場合を除く。)	延焼部分	—	—	1 時間	45 分間		
		延焼外部分	—	—	30 分間	30 分間		
階段			30 分間	30 分間	—	—	—	—

※ イ準耐 1 は、建基法第 2 条第 9 号の 3 イに規定する準耐火建築物で、「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」(平成 27 年国土交通省告示第 255 号)に掲げる技術的基準に適合するものをいう。(1 時間準耐火構造が求められる木造 3 階建の共同住宅等に適用される。)

イ準耐 2 は、建基法第 2 条第 9 号の 3 イに規定する 45 分準耐火構造が求められる準耐火構造が求められる準耐火建築物 (イ準耐 1 に該当するものを除く。)をいう。

(3) 準耐火構造とした建築物と同等の準耐火性能を有するもの (建基法第 2 条第 9 号の 3 ロ)

主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であって、主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について、表 1 - 3 に掲げる技術的基準に適合するものをいう。

表 1 - 3

建築物の部分			ロ準耐 1	ロ準耐 2
壁	間仕切壁		—	準不燃材料
	外壁	延焼部分	耐火構造	準不燃材料で造るほか、防火構造とする
		延焼外部分		準不燃材料

	柱	—	不燃材料
床	3階以上の階	—	準耐火構造等
	その他		準不燃材料
	はり	—	不燃材料
屋根	延焼部分	不燃材料で造るか又はふくほか、準耐火構造等とする	不燃材料で造るか又は不燃材料でふき、野地板、たる木等の屋根下地等は準不燃材料とする
	延焼外部分	不燃材料で造るか又はふく	
	階段	—	準不燃材料

※ ロ準耐1は、建基令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。

ロ準耐2は、建基令第109条の3第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。

(4) 防火構造（建基法第2条第8号）

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して建基令で定める表1-4に掲げる技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（平成12年建設省告示第1359号）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

表1-4

	火災	要件	時間
外壁（耐力壁）	周囲において発生する通常の火災	一号 非損傷性	30分間
外壁、軒裏	周囲において発生する通常の火災	二号 遮熱性	30分間

(5) 準防火性能を有する外壁の構造（建基法第23条）

建築物における外壁の構造のうち、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して建基令で定める表1-5に掲げる技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（平成12年建設省告示第1362号）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

表1-5

	火災	要件	時間
外壁（耐力壁）	周囲において発生する通常の火災	非損傷性	20分間
外壁	周囲において発生する通常の火災	遮熱性	20分間

(6) 屋根

ア 建基法第22条

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げるものとする。

(イ) 技術的基準は次に掲げるもの（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、a)

a 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

b 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

(ロ) 仕様の例示（平成12年建設省告示第1361号）

(ハ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 防火・準防火地域の屋根（建基法第62条）

防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げるものとする。

(7) 技術的基準は次に掲げるものとする。(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、a)

- a 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- b 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

(i) 仕様の例示(平成12年建設省告示第1365号)

(ii) 国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ ひさし及び霧よけは屋根の一部であるので、建基法第22条に規定する区域では不燃材料で造り、又はふくこと。

エ 鼻かくし及び破風板は軒裏の一部として取り扱うこと。

2 防火設備(建基法第2条第9号の2ロ)

耐火建築物等の外壁の開口部に設ける防火設備、防火地域及び準防火地域の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備、防火区画に設ける防火設備及び界壁等に設ける防火設備は、次に掲げるものとする。

(1) 技術的基準

防火設備に応じて、表4-1に掲げる火災による加熱が加えられた場合に、当該表に掲げる時間及び要件を満たすこと。

表4-1

防火設備	火災	時間	要件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備(建基法第2条第9号の2のロ、平12告1360号)	通常の火災	20分間	遮炎性能 両面
防火地域及び準防火地域の建築物の開口部に設ける防火設備(建基法第64条、建基令第136条の2の3)	建築物の周囲において発生する通常の火災	20分間	準遮炎性能 片面
防火区画に用いる防火設備(特定防火設備)(建基法第36条、建基令第112条第1項)	通常の火災	1時間	遮炎性能 両面
界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備(建基法第36条、建基令第114条第5項)	通常の火災	45分間	遮炎性能 両面

※ 遮炎性能：通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能

準遮炎性能：建築物の周囲において発生する通常の火災時に火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能

(2) 建基令第109条で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備で次に掲げるものとする。

ア 建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の仕様の例示(平成12年建設省告示第1360号)

イ 建基法第21条第2項第2号に規定する防火設備の仕様の例示(平成27年国土交通省告示第249号、第250号)

ウ 建基法第27条第1項に規定する防火設備の仕様の例示(平成27年国土交通省告示第255号)

エ 建基法第64条に規定する防火設備の仕様の例示(平成12年建設省告示第1366号)

オ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(3) 防火区画に設ける防火設備等

ア 建基令第112条第1項に規定する特定防火設備の仕様の例示(平成12年建設省告示第1369号)

イ 建基令第112条第14項第1号、同第129条の13の2及び同第136条の2第1号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備等の仕様の例示(昭和48年建設省告示第2563号)

ウ 建基令第112条第14項第2号、同第126条の2第2項及び同第145条第1項第2号の規定に基づき防火区画に用いる遮炎性を有する防火設備の仕様の例示(昭和48年建設省告示第2564号)

エ 建基令第112条第16項の規定に基づき防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示(昭和48年建設省告示第2564号)

設省告示第 2565 号 (改正 平成 12 年建設省告示第 1372 号)

(4) 界壁等に設ける防火設備

界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示 (平成 12 年建設省告示第 1377 号)